

【目的】 市町村において、子どもの貧困対策が効果的に推進されるよう、県、市町村、関係機関が連携した全県的なネットワークを構築し、連携の核となる人材を育成する等により、市町村が実施する子どもの貧困対策を着実に推進するための体制を整備する。

【構成員】

- ・知事
- ・市町村長
- ・関係機関の長
- ・県教育長
- ・県福祉保健部長
- ・県産業労働部長

やまなし子どもの貧困対策推進協議会

【県】市町村に対し、貧困対策に必要な情報提供及び広域調整等
 【市町村】関係機関等と連携し、貧困対策に資する施策の推進

【協議事項】

- ・実態調査に関すること
- ・情報提供に関すること
- ・地域の実情に即した子どもの貧困対策を効果的に実施するために必要な情報共有
- ・連携に関すること
- ・その他子どもの貧困に関すること

県と市町村が連携・協力した全県的な実態調査
 (やまなし子どもの生活アンケート)の実施(H29年度)
 (H29.11中間報告) (H30.3 最終報告)

【中間報告からわかった課題】

教育・福祉双方の支援制度や地域の状況などを熟知し、適切な支援機関へつなげるなどの対応ができる人材が不足している。

【中間報告からわかった課題】

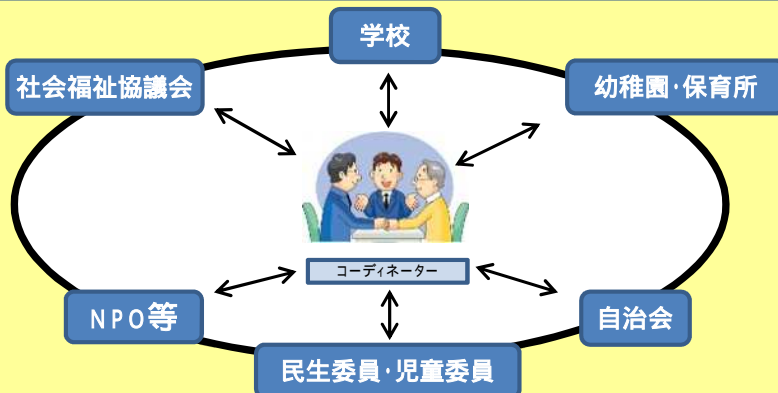
公的支援制度などが十分に周知されていない。
 (主な公的支援制度20のうち、12の制度が、認知度5割未満)

地域ネットワーク形成事業(H30年度～)

目的

関係機関が密接に連携し、貧困の状況にある子ども達のニーズに即した効果的な支援を実施するため、支援機関と支援機関をつなげ、支援機関同士が連携し合うネットワークづくりを担うコーディネーターを養成する。

市町村ごとの連携会議



子どもの貧困対策広報事業(H30年度～)

目的

困る場面を想定し、場面ごとに利用可能な支援制度を紹介する紙面構成のリーフレットを作成し、学校を通じて配付することにより子どもの貧困対策に資する情報発信を強化する。

【掲載例】

- ◆ 子育てにかかる生活費に困っている場合
→生活保護(県市福祉事務所)、生活福祉資金貸付金(市町村社会福祉協議会)等
- ◆ ひとり親になった場合
→ひとり親家庭等日常生活支援事業(市町村)、児童扶養手当(市町村)等
- ◆ 働きたいので子どもを預けたい場合
→放課後児童クラブ・放課後子供教室(市町村)等
- ◆ 経済的理由により高校進学をさせるか迷っている場合
→高等学校等奨学給付金・高等学校等入学準備サポート事業(高校教育課・私学科学振興課)等

協議会は、進捗状況を踏まえ、県、市町村、関係機関が連携・協力した効果的な子どもの貧困対策の推進を図る